

## 令和元年度包括外部監査の指摘事項等への対応について

## 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2 監査人

鈴木 崇大 公認会計士 ほか

## 3 テーマ

「教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について」

## 4 内容

教育委員会及び青森公立大学の財務事務について、その経済性、効率性、有効性、合规性が担保されているか検証する。

## 5 対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

## 6 実施時期

令和元年8月19日から令和2年3月24日まで

## 7 監査結果及び対応方針

No.	項目	指摘	意見	合計
①	事務執行上の誤りについて	5件	－	5件
②	事業の経済性、効率性、有効性について	1件	7件	8件
③	備品・財産管理について	4件	1件	5件
④	その他	－	4件	4件
合 計		10件	12件	22件
対 応 方 針	是 正	6件	0件	6件
	個 別 改 善	3件	6件	9件
	個別改善検討	1件	6件	7件
	相 違	0件	0件	0件

## 8 今後の予定

指摘事項・意見に対する報告書作成【青森市】 ～7月

常任委員会へ報告【青森市】 8月

改善措置の公表【青森市】 8月



# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート

## 1 指摘事項 (10件)

### ①事務執行上の誤りについて

No	項目	対応方針		頁
指摘事項44	職員の社会保険料の算定の誤りについて	個別改善	【改善済】	1
指摘事項46	民間団体からの助成金の処理誤りについて	是正	【是正済】	2
指摘事項47	資産見返寄附金戻入の処理誤りについて	是正	【是正済】	3
指摘事項48	資産見返授業料戻入の処理誤りについて	是正	【是正済】	4
指摘事項49	引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて	是正	【是正済】	5

### ②経済性、効率性、有効性について

No	項目	対応方針		頁
指摘事項45	固定化寄附金の早期使用について	個別改善検討		6

### ③備品・財産管理について

No	項目	対応方針		頁
指摘事項40	寄贈図書の不処理について	是正	【是正済】	7
指摘事項41	固定資産の科目登録誤りについて	是正	【是正済】	8
指摘事項42	少額備品の除却処理の漏れについて	個別改善	【改善済】	9
指摘事項43	固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①	個別改善	【改善済】	10

## 2 意見 (12件)

### ②経済性、効率性、有効性について

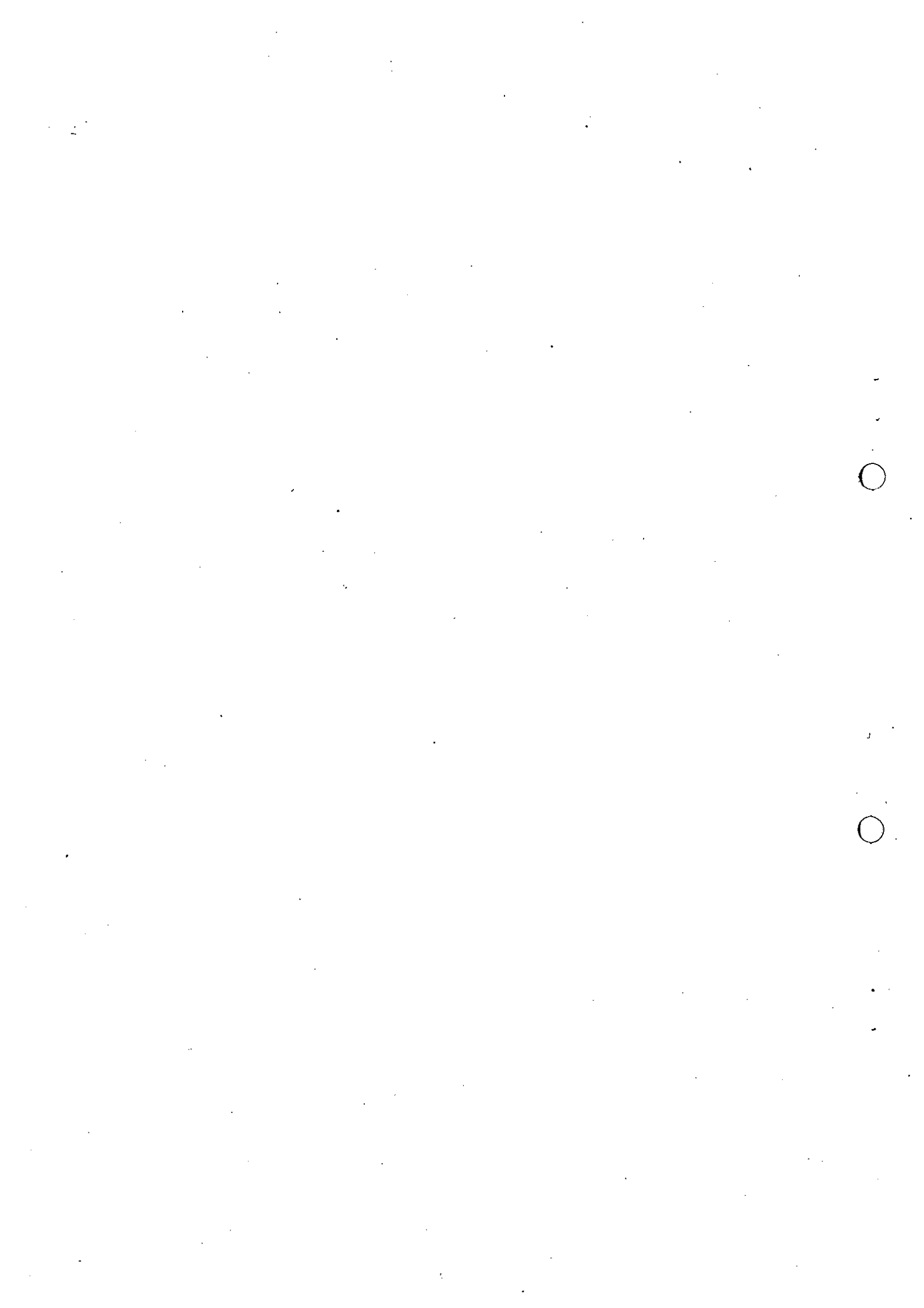
No	項目	対応方針		頁
意見47	業績連動賞与の導入について	個別改善検討		11
意見50	寄附金募集機会の拡充について	個別改善検討		12
意見51	会計職員のローテーション頻度について	個別改善		13
意見54	芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について	個別改善検討		14
意見55	芸術センターにおける自己収入の獲得について	個別改善検討		15
意見56	芸術センターにおける支出の抑制について	個別改善検討		16
意見57	芸術センターにおける利用者増加への取組について	個別改善検討		17

### ③備品・財産管理について

No	項目	対応方針		頁
意見46	固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②	個別改善	【改善済】	18

### ④その他

No	項目	対応方針		頁
意見48	1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記載について	個別改善		19
意見49	後援会から受け入れた負担金の消費税区分について	個別改善	【改善済】	20
意見52	パスワードの管理に関する規定の整備について	個別改善	【改善済】	21
意見53	USBメモリの管理について	個別改善	【改善済】	22



# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項44
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	事務執行上の誤りについて 給与支給事務、人事労務管理事務 職員の社会保険料の算定の誤りについて	
<b>指摘事項</b>	<p>常勤嘱託職員3名について、平成30年9月の社会保険料に係る標準報酬月額(給与額に基づく社会保険上の等級であり、この等級に応じて労使が負担する保険料が決定される)の定時決定に伴い、給与から控除される社会保険料の変更が本来は同年9月から行うべきだったが、一月遅れの10月から行われていた。その結果、9月に常勤嘱託職員から天引きされる社会保険料が過少となっていた。</p> <p>社会保険料の控除額の変更が平成30年10月に行われた経緯は、常勤嘱託職員3名が平成29年度は臨時職員として勤務しており、臨時職員の給与支払は当月末締め翌月21日支払いのため、平成29年度は10月に社会保険料の控除額の変更が行われていたが、平成30年度は常勤嘱託職員として勤務しており、常勤嘱託職員の給与支払は当月末締め当月21日支払いのため、本来は9月に社会保険料の控除額の変更が行われるべきところ、前年度の社会保険料の控除額の変更時期を踏襲してしまったためである。令和元年においても、常勤嘱託職員1名、教育担当特別教授1名について、社会保険料に係る定時決定に伴う社会保険料の控除額の変更時期を誤っており、天引きされる社会保険料が過少となっていた。</p> <p>平成30年度社会保険料に係る誤謬は10千円と金額こそ多くはないものの、給与計算事務は職員との信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みれば、ミスがあってはならない業務領域である。今後は、システムで自動的に随時改定のフラグが立つような設計にするとともに、担当者間で情報を共有し複数人の実質的なチェック体制を設ける等の内部統制の強化を求めたい。</p>	
<b>掲載ページ</b>	236	
<b>担当課回答</b>	対応方針	個別改善 <span style="float: right;">【改善済】</span>
	指摘事項・意見についての経緯  標準報酬月額改定に伴う社会保険料の控除額の変更月をチェックする体制が不十分でした。	
	今後の改善予定等  今回の指摘を受け、令和元年12月の給与支払いの際に過少分を控除しました。 なお、社会保険事務所への支払額は納付書どおりに支払っているため、過少とはなっていませんが、今後はミスがないよう社会保険料の控除額変更月一覧表を作成し、職種ごとに異なる控除変更月に合わせて給与処理時に給与担当者、社会保険担当者等の複数名で確認できるようチェック体制を強化しました。	

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項46
担当課	青森公立大学		
項目	事務執行上の誤りについて		
	行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務		
	民間団体からの助成金の処理誤りについて		
指摘事項	<p>行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書をいい、その構造は発生したコストから、大学が自らの努力で獲得した自己収入を控除して算定される。</p> <p>大学は、平成30年度において民間団体である公益財団法人青森学術文化振興財団から8,357,713円の助成金を受けているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。地方独立行政法人会計基準において国又は地方公共団体から交付された補助金等について自己収入ではない旨が定められているものの、民間団体から受け入れた助成金については自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p>		
掲載ページ	242		
担当課 回答	対応方針	是 正	【是正済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>地方独立行政法人会計基準において、国又は地方公共団体から交付された補助金等について自己収入ではない旨が定められており、当該助成金についても同様の取扱いと誤認識していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和元年度決算において、上記指摘事項に係る計上について、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、適切な決算処理を行いました。</p>			

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項47
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	事務執行上の誤りについて	
	行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	
	資産見返寄附金戻入の処理誤りについて	
<b>指摘事項</b>	<p>大学は、平成30年度において、初めて行った図書の除却分として収益項目：資産見返寄附金戻入629,540円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。資産見返寄附金戻入とは、寄附金を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた寄附金を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において寄附金収益は当然に自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返寄附金戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p>	
<b>掲載ページ</b>	242	
<b>対応方針</b>	是 正	【是正済】
<b>指摘事項・意見についての経緯</b>	<p>図書の除却については、法人化後初めて行った会計処理であり、その取扱いを錯誤していました。</p>	
<b>担当課回答</b>	<p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度決算において、上記指摘事項に係る計上について、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、適切な決算処理を行いました。</p>	

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項48
担当課	青森公立大学		
項目	事務執行上の誤りについて		
	行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務		
	資産見返授業料戻入の処理誤りについて		
指摘事項	<p>大学は、平成30年度において、初めて行った図書を除却分として収益項目：資産見返授業料戻入6,564円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。前資産見返授業料戻入とは、授業料を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた授業料を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において授業料収益は自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返授業料戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p>		
掲載ページ	242		
担当課 回答	対応方針	是 正	【是正済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>図書の除却については、法人化後初めて行った会計処理であり、その取扱いを錯誤していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和元年度決算において、上記指摘事項に係る計上について、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、適切な決算処理を行いました。</p>			



# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項49
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	事務執行上の誤りについて	
<b>指摘事項</b>	<p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務</p> <p style="text-align: center;">引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて</p> <p>行政サービス実施コスト計算書にて「IV引当外退職給付増加見積額」として△39,747,598円を計上しているが、誤っており、正しくは△11,747,598円(概算値)(△39,747,598円 - 28,000,000円)であった。</p> <p>「IV引当外退職給付増加見積額」とは、将来の退職金が設立団体から支払われることとなる出向者や、退職金が運営費交付金により措置される者の対象年度における退職金増加見積額をコストとして認識する項目である。地方独立行政法人会計基準上、これらの者の退職金増加額は、将来的に大学が負担しないため損益計算書上の費用とはならないが、該当職員が大学に所在した結果、将来的に設立団体(青森市)から支給される退職金が増加するため、その増加分を行政サービス実施コストとして認識しているものである。具体的な例を示すと、×1年4月に青森市から大学へ出向した職員Zが×2年3月末に青森市に戻った場合、×1年3月末に将来支給される予定の退職金が1,000千円、×2年3月終わりに将来支給される予定の退職金が1,500千円であると仮定すると、×2年3月期の一年間で市民等が負担している行政サービス実施コストは500千円(=×2年3月末:1,500千円 - ×1年3月末:1,000千円)となり、この額を「IV引当外退職給付増加見積額」へ記載することとなる。</p> <p>大学は、平成29年度まではこのように算定していたが、平成30年度において、算定するワークシートに2名の出向職員の退職金の計上を失念したことで「IV引当外退職給付増加見積額」が過少計上となっていた。具体的には、青森市からの出向職員2名の平成30年度における退職金コストは、平成31年3月31日時点の退職金見込額から、平成30年4月1日における退職金見込額を差し引いた額(平成30年度中に増加した退職金見込額)とすべきところ、大学では平成31年3月31日時点の退職金見込額を0円とした結果(計上を失念)、平成30年4月1日における退職金見込額の全額がマイナスのコストとして計上されていた。前段の職員Zの例でいえば、×1年3月末の退職金支給予定額1,000千円のマイナス値の△1,000千円がコストとして計上されていたこととなる。</p> <p>この誤りにより、行政サービス実施コスト約28百万円が過少計上となっていた。</p>	
<b>掲載ページ</b>	243	
<b>対応方針</b>	是正	【是正済】
<b>指摘事項・意見についての経緯</b>	<p>「引当外退職給付増加見積額」とは、将来の退職金が設立団体から支払われることとなる出向者や、退職金が運営費交付金により措置される対象年度における退職金増加見積額をコストとして認識する項目ですが、平成30年度において、算定するワークシートに2名の出向職員の退職金の計上を失念していました。</p>	
<b>担当課回答</b>	<p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度決算において、上記指摘事項に係る計上について、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、適切な決算処理を行いました。</p>	

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項45
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	事業の経済性、効率性、有効性について	
	寄附金受入にかかる事務	
	固定化寄附金の早期使用について	
<b>指摘事項</b>	<p>青森公立大学の平成31年3月31日時点の貸借対照表において、「負債項目：寄附金債務」が8,000,000円計上されている。寄附金債務とは、寄附者がその寄附金の用途を特定した場合に、大学が寄附者の意向に沿った使用をすべきある種の義務を表す負債(債務)勘定であり、寄附金の利用にしたがって寄附金債務が取り崩されることとなる。</p> <p>寄附金は団体Aより平成21年～平成25年の4回に分けて各2,000,000円を受け入れたものである。監査時点(令和元年12月)で、寄附金債務が全額8,000,000円残存しており、このことは、寄附の最初の受入時点である平成21年12月から起算して約10年間にわたり寄附金を使用されずに大学の現預金として眠っていることを意味する。</p> <p>今回、寄附者が特定した用途をみると「大学教育振興のため」としており、大学側にその活用方法を広く任せている。それにも関わらず、約10年間もの長期にわたり寄附金を活用していなかった事実は、寄附者が教育振興のために有効に利用してほしいとする期待を裏切っているとも捉えられかねない。また、約10年間使用しなかったことで、より良い教育を学生に提供する機会を失っているとも考えられる。当寄附金により、奨学金制度の充実や、図書の実績、設備環境の整備等の様々な事柄に還元できる機会を持ちながら行ってこなかった事実は残念である。このような事態の原因として、大学として特段寄附金の利用計画を設定していなかったことも大きい。「公立大学法人青森公立大学奨学寄附金規程」によれば「第7条 奨学寄附金について用途が特定された場合は、当該用途に従い奨学寄附金を使用するものとする」としており、今後は大学側で利用計画を都度設定し、早期に寄附金を活用することを求める。</p>	
<b>掲載ページ</b>	239	
<b>担当課回答</b>	<b>対応方針</b>	個別改善検討
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>平成21年度～平成24年度の4回に分けて、東津軽郡町村会から大学教育振興を目的として受け入れした寄附金については、後年度の財政需要に効果的に対応するため使用していませんでした。</p>	
	今後の改善予定等	
	<p>後年度の財政需要に効果的に対応するための利用計画作成について検討していきます。</p>	

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

No 指摘事項40

担当課	青森公立大学																															
項目	備品・財産管理について																															
	図書管理事務																															
	寄贈図書の未処理について																															
指摘事項	<p>図書館の図書は大学の図書システムで管理している。この図書館の図書に関して、平成26年度に把握された過年度未処理の寄贈図書約5,000冊、及び、平成27年度以降の寄贈図書約700冊(以下、これらを「過年度未処理図書」という。)について、監査実施時点(令和元年12月現在)において令和元年度に処理した169冊しか登録されておらず、残りの約5,500冊は図書システムに未登録かつ財務会計上の固定資産として登録されていない。</p> <p>過年度未処理図書の存在を把握した平成26年度時点で、順次図書登録を行うことを予定していたものの、令和元年度まで過年度未処理図書の多くの登録がなされていない状況である。大学の担当者によれば、令和元年度内において、全ての過年度未処理図書について図書システムに登録処理を行う予定とのことであったが、監査実施時点において過年度未処理図書の多く(約5,500冊)が処理されていない状況であり、平成26年度に把握された過年度未処理図書については約5年間にわたり未処理の状態が継続している。更には、平成26年度に把握された過年度未処理の図書約5,000冊が把握されたにも関わらず、平成27年度以降の寄贈図書が適時に図書システムに登録処理されていないことは、図書管理が杜撰と言わざるを得ない。大学では、この過年度未処理図書の調査過程において、平成10年の図書システム移行の際の障害による図書評価額の誤登録が判明し、平成26年度決算で約16億円減額修正していることから、図書管理について認識を改め、適時適切な図書管理を行う必要がある。</p> <p>また、教育・研究機関である大学にとっての図書館は、小中学校や公共の図書館とは異なり、知的拠点を支えるインフラとしての重要な機能を果たしている。今回の過年度未処理図書は開架されていない状況にあり、図書の閲覧を希望する学生、研究者にとって、図書の閲覧ができないことは教育・研究上の不利益をもたらしていると思料される。こういった意味からも、過年度未処理図書については、可及的速やかに処理を進める必要がある。</p>																															
掲載ページ	233																															
担当課回答	対応方針	是正 【是正済】																														
	指摘事項・意見についての経緯																															
	<p>本学における寄贈図書を含む未整理図書については、平成24年3月に発覚した「不明寄贈図書・未整理図書問題」により把握した約5,000冊の図書について平成26年4月以降、順次登録・配架を行っていくこととしました。しかしながら、当時の担当(図書館・情報チーム)は、正規職員1人と非正規職員5人の体制において、新情報システム構築のプロジェクトを進めなければならず、また、前年度までの調査も影響して購入図書登録など通常業務自体にも遅れがあったことから、未整理図書の処理の必要性は認識していたものの、処理に手が回すことができなかったものです。また、以降は、毎年度同じような状況が続き、平成26年以降の寄贈分も含めて処理が滞っていました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度における新たな図書館の体制のもと、未整理図書の処理を当該年度内に行うこととし、作業を進めた結果、下表のとおり4,366冊の図書受入れ作業及び配架処理を令和2年3月に終了しました。</p> <p>また、限られた人員配置の中で、今後このような事務の停滞がないよう、適正に図書館運営を行うため、令和2年度から図書館長及び図書館担当職員の権限と役割を強化するとともに、これまでの管理方法や事務手続きにとらわれることなく、可能な限り効率化のための見直し・改善を進めることとしました。</p>																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">&lt;1&gt; H26年3月公表未整理図書</td> <td>5,331</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">受入れ しない もの</td> <td>①既に図書システムに登録されていたもの</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td>②汚破損状態のもの(H27.12月に廃棄済み)、図書ではないもの(卒業アルバム等)</td> <td>463</td> </tr> <tr> <td>③参考図書(HOW TO本、古い本)、流行本、古い事典など</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,139</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受入れするもの【A】</td> <td>3,192</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;2&gt; H26年3月公表時に含まれていなかった未整理図書(新聞縮刷版)【B】</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;3&gt; H26年以降に寄贈・送付された図書【C】</td> <td>695</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計【A+B+C】</td> <td>4,366</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち雑誌・資料等</td> <td>2,142</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち図書(資産管理) ※令和元年度決算において固定資産として計上</td> <td>2,224</td> </tr> </table>			<1> H26年3月公表未整理図書		5,331	受入れ しない もの	①既に図書システムに登録されていたもの	474	②汚破損状態のもの(H27.12月に廃棄済み)、図書ではないもの(卒業アルバム等)	463	③参考図書(HOW TO本、古い本)、流行本、古い事典など	1,202	計	2,139	受入れするもの【A】		3,192	<2> H26年3月公表時に含まれていなかった未整理図書(新聞縮刷版)【B】		479	<3> H26年以降に寄贈・送付された図書【C】		695	合計【A+B+C】		4,366	うち雑誌・資料等		2,142	うち図書(資産管理) ※令和元年度決算において固定資産として計上		2,224
<1> H26年3月公表未整理図書		5,331																														
受入れ しない もの	①既に図書システムに登録されていたもの	474																														
	②汚破損状態のもの(H27.12月に廃棄済み)、図書ではないもの(卒業アルバム等)	463																														
	③参考図書(HOW TO本、古い本)、流行本、古い事典など	1,202																														
	計	2,139																														
受入れするもの【A】		3,192																														
<2> H26年3月公表時に含まれていなかった未整理図書(新聞縮刷版)【B】		479																														
<3> H26年以降に寄贈・送付された図書【C】		695																														
合計【A+B+C】		4,366																														
うち雑誌・資料等		2,142																														
うち図書(資産管理) ※令和元年度決算において固定資産として計上		2,224																														

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項41
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	備品・財産管理について 固定資産・物品管理事務 固定資産の科目登録誤りについて	
<b>指摘事項</b>	<p>青森公立大学では、「公立大学法人青森公立大学固定資産等管理規程において、有形固定資産のうち償却資産における減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法に定めるところによるものとしている。</p> <p>今回の監査にて、固定資産台帳登録の妥当性について検証を行ったところ、償却資産の一部に資産科目の登録誤りがあり、本来適用すべきでない耐用年数で減価償却が計算されているものがあつた(空調設備の一部等)。これらの固定資産のうち、食堂厨房の空調設備(簿価3,370千円)等の空調設備7件(簿価合計9,363千円)は、本来工具器具備品に整理すべきところ建物付属設備に整理されており、平成30年度末に未償却残高があることから同年度末の財務諸表が正しく作成されていないことになる。令和元年度の財務諸表作成時には修正が必要である。</p>	
<b>掲載ページ</b>	233	
<b>担当課回答</b>	対応方針	是正 【是正済】
<b>指摘事項・意見</b>	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>固定資産の科目登録において、食堂厨房の空調設備(簿価3,370千円)等の空調設備7件(簿価合計9,363千円)の耐用年数を、本来工具器具備品に整理すべきところ、建物付属設備に整理していました。</p>	
<b>今後の改善予定等</b>	<p>正しい工具器具備品での耐用年数をもとに減価償却額を算定し直し、過年度と令和元年度以降の減価償却処理を区分し、システムの登録修正を行いました。償却誤り分は令和2年3月31日付で臨時項目として伝票を作成し、令和元年度の財務諸表に反映しました。</p> <p>今後、同様の誤りが無いように、担当者が作成の際に都度、監査法人の確認を経るなど、資産登録に係るチェック体制を強化しました。</p>	

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	指摘事項42
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	備品・財産管理について	
	固定資産・物品管理事務	
	少額備品の除去処理の漏れについて	
<b>指摘事項</b>	<p>固定資産等管理規程では、取得価格が100千円以上500千円未満の資産で、1年以上使用が予定されているものについては、少額備品として管理するものと定められている。具体的には、少額備品を取得した場合は、資産管理責任者はこれを固定資産台帳(以下この項で「台帳」という。)に登録し、資産管理ラベルを貼付する。業務に必要ななくなったとき又はやむを得ない事情があると認められる場合には処分することができ、処分し所有権が消滅した場合には除却を行うことが求められている。</p> <p>大学では、固定資産等管理規程には定められていないものの、少額備品を所管するグループ毎に随時実査を行い、台帳に登録されている少額備品が存在しており、また除却漏れがないかについて調査を行っている。ここで外部監査の手続として、一部の少額備品について台帳と現物の照合を行った結果、ノートパソコン(平成19年取得 174千円)、バッテリー無停電電源装置(平成19年取得 139千円)については除却処理漏れにより現物が存在していないことが判明した。また、台帳を通査しても10年以上前に購入したPC等存在が疑われるものがある。少額備品の管理の徹底が必要である。</p>	
<b>掲載ページ</b>	234	
<b>担当課回答</b>	<b>対応方針</b>	個別改善 <span style="float: right;">【改善済】</span>
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>備品を処分及び購入した際には、担当職員が台帳上での削除及び登録等を行うこととしていましたが、指摘のあった備品については、その事務処理に遺漏があったものです。</p>	
今後の改善予定等		
<p>今回指摘のあった除去処理漏れにより現物が存在していない備品について備品台帳を修正しました。今後は事務処理に遺漏がないよう、定期的に実物と台帳の突合を行うなど、備品の削除及び登録等に係るチェック体制を強化しました。</p>		

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項43
担当課	青森公立大学		
項目	備品・財産管理について		
	固定資産・物品管理事務		
	固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①		
指摘事項	<p>大学における固定資産減損会計の検討、文書化に不備があった。固定資産の減損会計とは、地方独立行政法人会計基準に基づいて実施される会計上の手続であり、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態、又は、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある場合に、計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額する手続である。また、減損会計では資産の利用状況を定期的に検証することによる固定資産管理体制の強化や、固定資産の利用頻度が低下している場合等の減損兆候が認められる場合に、その事実や今後の有効活用施策等を外部公表することが求められていることから固定資産の有効活用を促進する効果もある。</p> <p>減損会計は、固定資産の市場価格が下落した、当初利用予定であった固定資産が遊休状態になっているといった一定の条件のもとに、固定資産の簿価を市場価格等まで切り下げると同時に損失等を認識する必要がある。適切な減損判定を行うためには、大学が所有する固定資産(主に土地)の時価の推移を每期把握することや、固定資産取得の都度当該資産の利用計画を作成し、每期使用者に当該資産の利用状況に関する報告を行うことにより利用状況調査を每期実施することが求められている。青森公立大学でも固定資産等管理規程において定めているものの、規程中に下線を付した箇所の利用計画や利用状況に関する報告は作成していなかった。この点、担当者は、利用計画を策定せず、利用状況の報告を受けずとも固定資産の利用状況は把握しており、利用頻度低下等の減損の兆候に該当する資産はないと認識しているとのことであった。確かに、担当者からのヒアリングや校内視察を実施した限りにおいては、減損の兆候に該当する固定資産はないようにも見受けられる。</p> <p>しかし、法定監査対象の他の公立大学法人の会計実務として適切な利用計画や利用情報の報告は適切に行われていることも事実である。また、減損会計の目的は、単に市場価格まで固定資産の簿価を切り下げることのみではなく、固定資産管理体制の強化や、固定資産の有効活用を促進することも含まれており、この観点から、固定資産利用計画の作成や利用状況の報告を受けることで個別の資産の利用状況を把握、管理することは必須と解される。さらには、公立大学法人の性質として、土地・建物等の固定資産を多額に計上していることから、固定資産の減損が適用された場合、減損金額が多額となることが多く、減損の判定は慎重かつ精緻に行う必要がある。以上より、大学は固定資産等管理規程に基づき、適切かつ慎重に減損の判定を実施する必要がある。</p>		
掲載ページ	234		
担当課回答	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>各年度の年度計画及び業務実績報告等をもとに固定資産の利用計画や利用状況の把握をしており、利用頻度低下等の減損の兆候に該当する資産はないと認識していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>引き続き、各年度の年度計画及び業務実績報告等をもとに固定資産の利用計画や利用状況の把握を行いながら、減損会計の対象となる資産を明確にするため、文書化による管理を行います。</p>			

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

				No	意見47
担当課	青森公立大学				
項目	事業の経済性、効率性、有効性について				
	給与支給事務、人事労務管理事務				
	業績連動賞与の導入について				
意見	<p>青森公立大学の職員・教員に対する賞与は、基本給等の基準額に対して、所定の支給率を乗じた額を支給しており、個人別の業績や貢献度に応じた業績係数は採用していない。現状の運用では、教職員が革新的な研究や事務効率の著しい向上等の優れた業績を残したとしても、また、業務で重大なミスをしたとしても懲戒処分等を受けない限りにおいては、横並びの支給率にて一定の賞与が支給される運用となっている。業績連動賞与を採用することで、職員・教員の職務成果責任を明確にし法人の目標達成への意識付けを図ることや、評価に対する客観性が増すことによるモチベーション向上が期待される。</p> <p>現状、大学として既に業績連動賞与採用の検討を行っており、今後の導入を見込んでいたことであった。そもそも公立大学法人制度は、民間的な発想を公立大学運営に取り入れることを目的の一つとしている。業績連動賞与は、民間企業において拡大傾向にあり、設立団体である青森市においても採用している方法であることから、早期の業績連動賞与採用が望まれる。</p>				
掲載ページ	237				
担当課回答	対応方針	個別改善検討			
	指摘事項・意見についての経緯				
	業績連動賞与については、市の制度に準拠した業績評価の導入の準備を進めていましたが、現時点では導入に至っていません。				
	今後の改善予定等				
	事務職員については、令和3年度からの本格的な実施に向けた試行を行っているところであり、また、教員職員については、第3期中期計画期間内で対応するための制度設計等を進めています。				

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見50
担当課	青森公立大学		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	寄附金受入にかかる事務		
	寄附金募集機会の拡充について		
意見	<p>平成30年度における青森公立大学の行政サービス実施コストは約6億円と、その運営には多くの市税等が投入されている。少子高齢化や人口流出による税収入の減少や社会保障関連経費の増加により地方財政が厳しい中、公立大学法人化を契機として、民間的な発想に基づく外部資金(競争的資金、寄附金、受託研究受託、施設使用料等)の獲得が期待されている。青森公立大学においても例外ではなく、公立大学法人青森公立大学第2期中期目標(以下、中期目標という)における「第4 経営・財務内容の改善に関する目標」において、「産学官金・各種団体等との連携による外部研究資金、奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。」と外部資金の獲得推進を目標としている。</p> <p>青森公立大学における外部資金の一つである寄附金の過去3年の受入状況は、平成30年度において0件、平成29年度において1件:1,500千円、平成28年度において1件:1,500千円と推移しており、その受入は少ない。この理由として、寄附金にかかるインターネット等におけるオープンな募集はなく、寄附者から申出があった場合に寄附を受け入れるといった体制であることから、市民や卒業生の寄附金窓口への到達が困難であることが考えられる。</p> <p>公立大学法人への寄附金は、個人及び法人にとって税法上の優遇措置が認められており、大学の発展を望む卒業生・在校生(保護者)・市内関係者のなかには、寄附窓口が明確に存在するならば実際に寄附を行う者の存在も十分想定される。今後は、中期目標に定める外部資金の獲得推進を図るために、他公立大学の事例を参考にホームページにて寄附窓口を設けること、後援会や同窓会において寄附の募集を働きかけること、授業料納付書に寄附のお願いを同封すること、入学式・卒業式といった式典で寄附を呼びかけるといった、大学側からの働きかけ強化を求める。</p>		
掲載ページ	240		
担当課回答	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>寄附金の受け入れに関する規定は整備しておりましたが、申し出があった場合のみ寄附金の受け付けをしておりました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和2年度中にホームページ上で寄附の受け付けをするなど、寄附に関する環境の整備を進めていきます。</p>			



# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見51
<b>担当課</b>	青森公立大学		
<b>項目</b>	事業の経済性、効率性、有効性について		
	行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務		
	会計職員のローテーション頻度について		
<b>意見</b>	<p>そもそもとして、地方独立行政法人会計基準は複雑な会計基準であり、高度な会計知識を要する分野であるといえる。ここ数年は会計担当職員の配置替えが行われているが、今後同様の誤りを防止するためにも、会計担当職員の配置について検討が必要と思われる。</p>		
<b>掲載ページ</b>	242		
<b>担当課回答</b>	<b>対応方針</b>	個別改善	
	<b>指摘事項・意見についての経緯</b>  毎年度、事務局の構成及び業務の質・量を踏まえ、全体的な視点で人員配置を行っていました。 なお、会計事務担当の嘱託職員1名については、継続的に配置しています。		
	<b>今後の改善予定等</b>  専門的な知識が得られるよう長期的な配置を考慮しながら、事務局の構成及び業務の質・量を踏まえ、全体的な視点で人員配置を行ってまいります。		

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見54
担当課	青森公立大学		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について		
意見	<p>公共的な施設の有効性を検証するためには、来場者数やアンケート結果に基づく事業効果を把握し、生じたコストと比較することが求められるが、青森公立大学では、芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示は行っておらず、その損益・収支状況は不透明であるため、発生したコストに基づく適切な評価を行えない状況にあるといえる。</p> <p>地方独立行政法人会計基準(以下、当意見において会計基準とする)では、セグメント別の損益等の開示を求めているものの、現状の大学の会計方針として、大学全体を単一のセグメントと判断し、芸術センター単体のセグメント設定・開示は行っていない。会計基準注解37では「公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。」と規定している。</p> <p>ここで、大学全体を「芸術センターセグメント」と「教育・研究を行う大学セグメント(芸術センター以外の部分)(以下、大学セグメントとする)」に分けるとする。公立大学法人化前に、青森公立大学と芸術センターは分離していたことから、会計基準注解37にいう「複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考」にする場合には、両者別のセグメントとして設定することが合理的と考える。また、大学セグメントは経済系の教育研究機関としての機能を果たし、芸術センターセグメントは芸術文化を作り上げることや芸術を通じて広い視野と深い教養を学生・市民に与える機能を果たしていることから、各セグメントを設けることは「施設の機能別」にセグメントを設定する会計基準注解37と整合する。加えて、芸術センター単体の差引収支は、△62,175,037円と大学全体の行政サービス実施コスト約6億円と比較した場合であっても金額的重要性が認められること、展覧会等は大部分を芸術センター単体で企画運営している事実からもその質的重要性が認められる。</p> <p>以上より、両者別のセグメント設定を行うことが望ましいと考える。</p>		
掲載ページ	248		
担当課回答	対応方針	個別改善検討	
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>国際芸術センター青森については、財政面において、管理運営経費の大部分が大学全体の運営に係る経費として市からの運営費交付金で賄われており、また、業務面において、本学の教育研究組織との位置付けから教育・研究との連携が図られている現状に鑑み、セグメント設定を行っていませんでした。</p> <p>国際芸術センター青森単体の決算状況については、大学全体の決算の参考資料として把握していました。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>上記の経緯記載内容を踏まえ、国際芸術センター青森のコストを把握するためにも、内部資料としてセグメント別の運営状況の把握について検討します。</p>			

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見55
担当課	青森公立大学		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	「国際芸術センター青森」運営管理事務		
	芸術センターにおける自己収入の獲得について		
意見	<p>来場者・利用者一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおいて自己収入を獲得することがあげられる。</p> <p>芸術センターでは展覧会等を実施しているが、入場者から入場料は徴収していない。この理由としては「芸術センターには敷地内の森の散策に訪れたり、大学に来たついでに寄る来館者も多くあり、入場料を設定することによって、そのような展覧会に対する期待値の低い来館者が来なくなる可能性があること」をあげているが、高額な来場者・利用者一人当たりコストを勘案した場合に、やはり入場料の徴収を検討すべきではないだろうか。受益者負担の原則から、特にその利益を受ける者(入場者)が一定割合の負担を行うべきと考える。また、公共の美術館で入場料を徴収しないケースは少数派にあると思料される。</p> <p>その他、大学は入場料を徴収しないとする根拠を、チケット印刷や現金管理等のコストが増すためとも説明しているが、現状でコストに対する分析・検討文書はないため、早期にコストの分析・検討の実施を行うことを求めたい。どうしても入場料徴収が難しいと判断する場合には「(意見50) 寄附金募集機会の拡充について」とも関連するが、展覧会等入場者に対して寄附を求めると、入場料を寄附制とするといった事項も検討されたい。</p>		
掲載ページ	249		
担当課回答	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森公立大学国際芸術センター青森は、さまざまな芸術創作や鑑賞の機会を提供するとともに、アーティストと学生や市民との交流を図り、また大学の研究機関としてその実践的研究を地域に還元し、青森市民の芸術に対する意識醸成を図ることを目的とした「アートセンター」として、開館以来、展覧会の入場料は無料としています。</p> <p>この度の包括外部監査において、他の公設美術館とのコスト比較をしていますが、常設展示のある美術館と国際芸術センター青森とは目的や性質及び施設設備の違いがあり、単純に比較することはできない状況にあります。</p> <p>また、施設の目的及び性質上、アーティスト・イン・レジデンス事業を中心とした事業を実施しており、有名アーティストの個展等の実施が困難であることから、他の公設美術館と同等の入場料設定では来場者低下を招く可能性が高くなると判断されます。</p>		
今後の改善予定等			
<p>上記の経緯記載内容を踏まえ、より自己収入の獲得を推進するためにも、特別な展示会開催時の料金徴収や国際芸術センター青森の事業運営に対する寄附制度等について検討します。</p>			

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見56
担当課	青森公立大学		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	「国際芸術センター青森」運営管理事務		
	芸術センターにおける支出の抑制について		
意見	<p>来場者・利用者一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおける支出を低減させることがあげられる。</p> <p>芸術センターでは芸術センターの広告宣伝を目的に、各展覧会等の記録集及び年度報告書(以下、記録集等とする)を作成し、市内の中学校・高校、全国の美術館・美術大学・アーティスト等の関係各者へ無料で配布を行っている。記録集等を読んだ者がインフルエンサーとなることによる宣伝効果を狙ったものだ。記録集は高品質なものであり(イメージとして書店で売られている美術書・写真集と同様の品質)、平成30年度は記録集等の作成に612万円、この他、編集を行う職員人件費も発生していることから記録集等に相当なコストが費やされていることがわかる。</p> <p>確かに、全国の美術館やアーティスト等へ向けて芸術センターの情報を高品質な媒体で発信することは、芸術センターのプレゼンス向上に大きく寄与し、集客面や、良質なアーティストの招集が可能となるといったメリットも多分に認められるところではある。一方で、過年度より記録集による宣伝を続けているにも関わらず、来場者一人当たりコストが8,564円と高額である現状は、コストに見合った宣伝効果が得られていないことを示しているといえる。大学には今一度、記録集等を作成することによる効果を検証してほしい。</p> <p>また、記録集等の配付部数は作成部数の半数程度に留まり、残存分は芸術センターで保管し、個人の要求に基づき無料で進呈しているとのことであるが、記録集等は書店で売られているレベルの品質であり、コストも相応に発生している。このようなケースでは、個人から原価相当額を徴収すべきである。併せて、適切な作成部数の検証も望まれる。</p> <p>その他、作成はしたもののアーティストの要望により配布を行っていないことから1冊あたり単価が5,832円と高額になっている記録集等もある。このことは、計画外の事象が発生したことにより無駄なコストが生じたことを示唆する。今後は、記録集配付について合意することを展覧会等への参加条件とすることや、事前にアーティストと密にコミュニケーションをとることにより、記録集等の配付が行えない場合は事前に記録集作成を中止するといった対応を求めたい。</p>		
掲載ページ	250		
担当課回答	対応方針	個別改善検討	
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>国際芸術センター青森で作成する記録集は、施設の活動記録・情報発信及び市民への芸術意識の醸成促進、並びに参加アーティストの情報発信、日本及び青森での文化活動の記録と継承を目的に無償配布しています。また、芸術作品の情報掲載のためカラー画像等に一定の品質を保つ必要があるため、昨今の紙代及び印刷代の高騰している状況においては仕様を工夫して制作経費の上昇を抑えています。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度においては、仕様において紙質やページ数を調整し、前年度と同じ仕様で制作した場合と比較して約25万円程度のコストを抑えて作成しました。今後においても紙質やページ数、印刷方法等の仕様を工夫し、支出の抑制を図ることとします。また、有名なアーティストの記録集については全国書店等での販売を検討するとともに、その他アーティストの記録集の販売についても、その方法及び価格設定について検討します。</p>			

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見57
担当課	青森公立大学		
項目	事業の経済性、効率性、有効性について		
	「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センターにおける利用者増加への取組について		
意見	<p>一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センター利用者を増やすことが考えられる。利用者増加施策について以下3点意見を述べる。</p> <p>i 展覧会等の対象者について 平成30年度における展覧会等の記録集を閲覧した限り、いずれの展覧会等も実験的・前衛的な内容であるとの感想を持った。展覧会等入場者数は平成29年度：6,519人、平成30年度：3,886人と平成29年度に多数の者が来場していることがわかる。この理由としては、平成29年度において幼児・小学生が遊べる遊具型の作品の展示を行っており、親子連れの来場が多数あったためとのことである。全市民に芸術に親しんでもらうという芸術センターの目的に鑑み、今後集客を見込める幼児・親子連れ向けの展覧会等の開催を年に一回程度でも加えることにより、利用者増加を見込むことは有効であるものとする。</p> <p>ii 広告宣伝について 平成30年度の芸術センターにおいて、最もコストを費やしている広告宣伝方法が前述した記録集等の配付である。記録集等の配付は一定の広告効果があると考えられるが、その対象はあくまでも美術館やアーティスト等といった芸術方面への感度の高い者である。今回の監査で複数回現地へ行ったが、芸術センターの建物は安藤忠雄氏の設計であり開放的かつ洗練された空間であるとの印象を持った。今後、現在行っているWebや新聞・雑誌、地元局情報番組告知等の媒体の活用に加え、テレビCM等の様々な媒体の活用により、現状で芸術にあまり親しみのない者をターゲットにした広告戦略を展開し、一度来てもらうことで創作体験での小学生対象のリピーター対策に加え、リピーターとなってもらう等の方法の検討も一考であろう。</p> <p>iii 学生利用の促進について 芸術センター現地視察を実施したところ、学生があまり利用していないとの印象を持った。芸術センター中央広場にテラス席を多数設置して学生が休憩や食事をできるようにすることや、アーティスト・イン・レジデンスにより学内に滞在しているアーティストが講師となり単位付与型の集中講義を実施すること、その他芸術センター中央広場にて講義を行うこと(青空講義)等の検討により、学生にとって一層身近に感じられる芸術センターの利用が望まれる。</p>		
	掲載ページ	251	
担当課 回答	対応方針	個別改善検討	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>i 展覧会等の対象者について 国際芸術センター青森では、様々なアーティストを招へいし、アーティストが国際芸術センター青森に滞在し、市民と交流しながら制作した作品の展覧会を開催しています。平成29年度においては遊具型の作品を制作する船井美佐氏を招へいし、展覧会には多くの子供たちの来場がありました。</p> <p>ii 広告宣伝について 現在の主な広告は、チラシ・ポスター配布、新聞広告、タウン誌広告及び公式Webサイトでの広報を主に行っています。以前は展覧会のテレビCMを行っていましたが、コスト高のため現在は行っていません。また、創作体験参加の小学生には再来訪時に特典がある「また来てねカード」を配布し誘客促進を図っています。</p> <p>iii 学生利用の促進について 学生の利用状況については、多くはないものの昼休憩で国際芸術センター青森のラウンジ利用や周辺散策が見受けられます。また、授業との関連については、後期においてデッサン実技の授業を国際芸術センター青森の施設で実施しています。さらに、新入生向けに春のオリエンテーション内において、学芸員が国際芸術センター青森の紹介と利用呼びかけを行っています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>i 展覧会等の対象者について 招へいアーティストの作風にも依りますが、展覧会は本来全ての人に向けて作られるものであるため、子供や親子連れの鑑賞者が展覧会により来やすく感じられるような広報や鑑賞方法の提案、関連イベントの実施等を検討します。</p> <p>ii 広告宣伝について コスト面を考慮し、無料でPRできる地元放送局の情報番組、動画配信及びSNS、地元新聞のコラム等の積極的な活用を推進します。さらに、有名なアーティストの記録集の全国書店等への流通及び販売の検討、令和3年度の開館20周年に向けた公式Webサイトのリニューアルを実施します。</p> <p>iii 学生利用の促進について 学生利用について、滞在アーティストや事業実施の状況を踏まえて交流イベントの実施やテラス席増設等を検討します。</p>			

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見46
担当課	青森公立大学		
項目	備品・財産管理について		
	固定資産・物品管理事務		
	固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②		
意見	<p>減損会計では、法人化時点と各決算期末日時点の比較にて、土地の市場価格が50%以上下落した場合に原則として土地の簿価を市場価格まで切り下げを要求している。青森県は、ここ数十年間において土地の市場価格が下げ止まらない状況が続いており、青森公立大学の土地も減損リスクにさらされている。この点、青森公立大学が所在する地域は、それほど土地価格が下がっておらず、現状での減損の兆候はないものと思料された。</p> <p>大学の土地価格下落についての減損判定として、毎年、市から固定資産評価額情報入手し、確認をしているとのことである。しかし、その判断過程は決算資料として残っていなかった。</p> <p>地方独立行政法人会計基準では、大学の土地と地価が連動する地点を会計方針として決定し、該当地点の法人化時点の地価と、毎決算における地価を比較し下落率を調査し減損を判定することを求めている。大学として地方独立行政法人会計基準に則った減損会計の検討を確実にしていることを疎明するため、また、減損担当者が変わった場合にも適切な減損判定を行い得るように、一連の判定過程を文書として記録することを求めたい。</p>		
掲載ページ	236		
担当課回答	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>大学が所有する土地の価格下落についての減損判定として、毎年、市から固定資産評価額情報入手し、確認をしていたものの、判断過程を文書として決算関係簿冊に保存していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和元年度の決算において、大学が所有する土地について、固定資産評価額情報や課税情報に基づいて減損の判定を行い、文書として決算関係簿冊に保存しました。</p>			

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見48
<b>担当課</b>	青森公立大学	
<b>項目</b>	その他の指摘事項及び意見について 支出にかかる事務 1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について	
<b>意見</b>	<p>大学では公立大学法人青森公立大学会計規程において、別に定める場合に該当するときに随意契約を行うことが認められており、その具体的内容を公立大学法人青森公立大学契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)に定めている。</p> <p>ここで大学は、外国雑誌の購入(年間購読料)2,172千円について1人からの見積書を徴する随意契約の方法によっているが、契約事務規程のどの場合に該当するかについて文書化が行われていない。また契約事務規程では、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴するものとするが、契約に係る予定価格が同規程に定める金額の10分の1に相当する額を超えない契約をする場合又は特別な理由がある場合は、1人から見積書を徴することができる定められているが、どのような理由で1人からの見積書を徴することにしたのかについての文書化も行われていない。</p> <p>この外国雑誌の購入に関しては、この業者が当該雑誌の総代理店であることから1人から見積書を徴する随意契約を行ったとのことであるが、契約事務規程上のどの場合に該当するのか、どのような理由によるのかについて文書化し、その妥当性を検討した証跡を残しておくべきである。</p>	
<b>掲載ページ</b>	237	
<b>担当課回答</b>	対応方針	個別改善
	<b>指摘事項・意見についての経緯</b>  <p>洋雑誌購入に関しては、和雑誌購入と同じく、公立大学法人青森公立大学契約事務規程第34条第1項第2号「官報、新聞その他の定期刊行物等又は収入印紙若しくは郵便切手で価格が表示されているものを買入れるとき。」で示されている「定期刊行物等」に該当するものと認識し、見積書を省略し支出契約決議書(兼命令)で支払い行為を行っていました。</p>	
	<b>今後の改善予定等</b>  <p>洋雑誌については、本体価格は大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)に加盟している大学は全て一律ですが、海外から購入するための手数料については、総代理店が独自に設定するものであり、「定期刊行物」には該当しないことから、次回契約分からは、公立大学法人青森公立大学契約事務規程第31条第1項第2号「競争に付することが不利になると認められるとき」及び第33条「特別な理由がある場合」に該当するものとし、随意契約及び見積書を1人から徴する理由を文書化し、その妥当性についての検討の証跡を残すこととします。</p>	

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見49
担当課	青森公立大学		
項目	その他の指摘事項及び意見について		
	収入にかかる事務		
	後援会から受け入れた負担金の消費税区分について		
意見	<p>大学を支援する組織として青森公立大学後援会(大学とは別個の人格なき社团。以下、後援会とする)があり、後援会事務局は大学内に設置され、後援会の事務作業は大学の臨時職員A氏が大学業務と並行して行っている。後援会から大学に対して、覚書に基づきA氏の年俸相当額145万円が支払われている。平成29年度までは後援会職員が後援会事務作業を行っていたが、平成30年度から大学職員が事務作業を行う形態となったとのことであった。</p> <p>大学は、後援会から收受した145万円の経理処理として「勘定科目:雑益 消費税区分:不課税売上」としているが、課税売上に該当するものと思料される。論点となるのは、大学が收受した収入が、消費税基本通達5-5-10に定める「給与負担金」の受入に該当するか否かである。給与負担金に該当する場合には不課税売上となるが、該当しない場合には課税売上となる。</p> <p>基本通達では、「出向」に基づく給与負担金受入について不課税売上として取り扱う旨が記載されている。類似事例の判例によると「出向とは、出向元との関係でも出向先との関係でも雇用関係に基づき勤務する形態」と定義しており、当事例に当てはめた場合、A氏と後援会の間に出向契約、雇用契約はなく、A氏はあくまでも大学職員でありフルタイムで後援会業務を実施しているわけではないこと、收受した金員には覚書にいう「後援会事務局設置場所等の提供」も含まれていると解釈されることから、A氏に出向の事実は認められず、大学の受け入れた負担金は基本通達のいう給与負担金には該当せず、後援会に対する業務受託と解釈のうえ、消費税上の課税売上に該当するものと思料される。</p> <p>今後の関係各者と協議のうえ、平成30年度における税務申告の修正を検討すること、次年度以降において、消費税負担軽減のためにA氏と後援会との間で実質的な雇用契約を結ぶこと等が求められる。</p>		
掲載ページ	238		
担当課回答	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>平成30年度から、大学職員が後援会の事務作業を行うことで、後援会から負担金を受け取る方式をとっていましたが、その負担金収入が不課税売上との認識で税務処理を行っていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>税理士に相談した結果、後援会と取り交わしている覚書の内容では雇用契約とはいえず、課税売上に該当することなので、令和2年6月までに平成30年度における税務申告の修正を行うとともに、覚書の内容を踏まえ、業務受託として消費税を含めた支払額とするよう整理しました。</p>			



令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見52
担当課	青森公立大学		
項目	その他の指摘事項及び意見について		
	情報管理にかかる事務		
	パスワードの管理に関する規定の整備について		
意見	<p>青森公立大学は保有する個人情報に対する情報システムにおける安全の確保等に関して、「青森公立大学保有個人情報保護管理要綱」において、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとして定めている。また、この措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する規定等の整備及びパスワード等の読取防止等のために必要な措置を講ずるとも定めている。</p> <p>これに対し大学では、パスワード等の管理に関する規定等を整備していない。情報セキュリティ対策に関して大学では、「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー」及び「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー実施手順（以下この項で「セキュリティ実施手順」という。）」を整備しているが、パスワード等の管理に関してはセキュリティ実施手順において「重要な情報はパスワードを設定し管理する。」「パスワード管理を徹底する。」という記載を行うのみであり、具体的な記載とはなっていない。これは、大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点から、パスワード設定のルールや、更新期限の設定等も含めたパスワードポリシーを設定し規定化すべきである。</p>		
掲載ページ	243		
担当課 回答	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>パスワードの管理について、個人情報保護管理要綱及び情報セキュリティポリシー等において、「パスワード等の管理に関する規定等の整備及びパスワード等の読取防止等のために必要な措置を講ずる」、「重要な情報はパスワードを設定し管理する」、「パスワード管理を徹底する」と記載しているものの、具体的に記載している規程・要綱等がありませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>青森市情報セキュリティポリシーを参考に、令和2年6月までに「公立大学法人青森公立大学情報セキュリティポリシー実施手順」において、パスワード管理を具体的に規定化しました。</p>			

# 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見53
<b>担当課</b>	青森公立大学		
<b>項目</b>	その他の指摘事項及び意見について		
	情報管理にかかる事務		
	USBメモリの管理について		
<b>意見</b>	<p>青森公立大学では、データの受渡し等を行うためUSBメモリを所有しているが、管理簿による管理は行っていない。また、USBメモリの取扱いについてはセキュリティ実施手順において「出所不明なUSBメモリは使用しない。」「パソコンにUSBメモリを接続する場合には、USBメモリ内のウイルス検索を行う。」といった記載が行われているのみである。</p> <p>USBメモリは、小型、軽量、大容量であり、パソコンに接続が容易であること等のメリットがあるため利用されることが多いが、小型軽量であるがため紛失しやすく、他の者のPCでも容易に読むことができる等のデメリットも多い。また、紛失等により個人情報流失した場合には、重大な責任問題に発展することもある。さらに、ウイルス検索ソフトのウイルスパターンファイルが最新のバージョンのものでなかった場合には、ウイルスに感染する恐れもある。これらのリスクに鑑みれば基本的にはUSBメモリの使用は控えるべきであると考え、使用せざるを得ない場合には大学としての管理をより厳密にする必要がある。大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点からUSBメモリは大学所有のもの以外は認めない、施錠できる場所での保管、管理簿による管理（貸出、返却の記録、定期的な棚卸等）、使用されたUSBメモリからのデータ消去の確認等を規定化し、運用していくことが必要である。</p>		
<b>掲載ページ</b>	244		
<b>担当課回答</b>	<b>対応方針</b>	<b>個別改善</b>	<b>【改善済】</b>
	<b>指摘事項・意見についての経緯</b>		
	<p>USBメモリの管理について、情報セキュリティポリシー等において、「出所不明なUSBメモリは使用しない」「パソコンにUSBメモリを接続する場合には、USBメモリ内のウイルス検索を行う」と記載しているものの、具体的に記載している規程・要綱等がなく、管理簿による管理等を行っていませんでした。</p>		
<b>今後の改善予定等</b>			
<p>青森市のUSBメモリの管理・運用に関する規定や運用を参考にしつつ、本学におけるUSBメモリを使用状況や必要性を検証したうえで、令和2年6月までに「公立大学法人青森公立大学情報セキュリティポリシー実施手順」において、USBメモリの管理・運用を規定化しました。</p>			